

『高齢者虐待防止に関する指針』

介護老人保健施設 玉串すみれ苑
虐待防止委員会

高齢者虐待防止に関する指針

1. 総則

この指針は、介護老人保健施設玉串すみれ苑が運営する、事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

2. 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次のいずれも行わない。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じる虞のある暴行に加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、または不当な差別的発言、または利用者及びその家族の LGBT などの性的指向・性自認を尊重せず個人の意思・人格を無視する行為、またはその他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
- (4) ネグレクト：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、またはその他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、またはその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 虐待発生防止に努める観点から高齢者虐待防止委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- (2) 委員会は、次に掲げるもので構成する。
 - ・施設長
 - ・総務部長
 - ・看護顧問
 - ・看護課長

- ・介護課長
 - ・ケアプランセンターすみれ苑
 - ・リハビリテーション主幹
- (3) 責任者は担当者を任命することができ、担当者は虐待防止対策を適切に実施できる体制を整備する。
- (4) 委員会は、必要に応じて随時開催、または責任者及び担当者の判断による臨時開催を行い、次のことを協議する。
- ・委員会、その他施設内の組織に関すること
 - ・虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ・虐待等について、職員が相談・報告ができる体制整備に関すること
 - ・職員が虐待等を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる、再発の確実な防止策に関すること
 - ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本的事項

- (1) 虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底することを目的に、職員研修を実施する。
- (2) 職員研修は全職員を対象に年に2回、及び職員採用時に実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者、内部研修・外部研修の参加実績を記録・保持する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員が他の職員による利用者への虐待等を発見した場合、責任者及び担当者へ報告する。
- (2) 責任者及び担当者は、職員等からの相談及び報告があった場合、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じて関係者からも事情確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合、本人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合、市長村の窓口等外部機関に相談する。

- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案が何故発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知する。
- (6) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。また必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明・報告を行う。

6. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する事項

- (1) 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはその家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情相談責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は施設内に掲示し、利用者/家族等はいつでも本指針を閲覧することができる。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「4. 虐待防止のための職員研修に関する基本的事項」に定める研修の他、虐待防止

に関する研修棟には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

1 1. 高齢者虐待防止のための指針の閲覧について

この指針は、当苑施設に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

本指針は令和4年4月1日より施行する

本指針は令和6年4月1日より施行する

本指針は令和6年7月1日より施行する